

不調に終わるケースの原因は デジタル・フォレンジックの 概要と動向

【この章のエッセンス】

- デジタル・フォレンジックの手法がなぜ必要となってきたのか理解する必要がある。
- 近年、有効に機能しない理由として、データバックアップや過去ログの不備、ツールの多様化、データの大量化などが挙げられる。

企業をめぐる不正が後を絶たないなか、不正調査などで必須となるデジタル・フォレンジックだが、過去ログの管理ができていないという不備や、ツールの多様化、データの大規模化によって、追跡が不調に終わるケースが出てきている。

不正は起きるものという意識のもと、いざというときのデジタル・フォレンジックが機能するように、平時

における社内のデータ管理上、注意しなければならない点を解説する。

不正調査におけるデジタル・フォレンジックの重要性

(1) 重要になってきた背景

デジタル・フォレンジックは、電子データを法的証拠として利用するための技術である。企業内で発生する不正行為の多くは、デジタルデータにその痕跡が残るため、これらの痕跡を適切に収集・解析することで、不正行為の特定や証拠の提示が可能になる。

この一連の技術は、日本においては1990年代に発生した「オウム真理教事件」の捜査の一環で、IT

関連の捜査力強化が求められた時期に源流があるといわれている。その後、警察庁・警視庁で情報技術

解析の能力向上が図られていたが、2000年代初期のライブドア事件の一環で、いわゆる「電子メール偽造問題」が起こり、当時の証券取引法（現在の金融商品取引法）の調査を担っている証券取引等監視委員会にて、電子データに関する調査能力の向上が一気に求められることとなった。さらに、2010年には「大阪地検特捜部主任検事証拠改ざん事件」が発生し、刑事事件においても電子データの証拠の取扱いに対する知識と技術の向上が必要不可欠となり、デジタル・フォレンジック体制を強化している（図表1）。

この流れを経て、刑事事件や犯則調査ではデジタル・フォレンジック

の利用が不可欠となっており、訴訟が提起された後に係争を行う裁判所でも重要視されている。その結果、民事事件や各種不正調査においても最終的な争いの場となる裁判所の判断につながることから、初動からデジタル・フォレンジックを活用することが求められるようになってきている（図表2）。

(2) 各種ガイドラインの状況

実際に、少し前からデジタル・フォレンジックの利用について、すでに各種ガイドラインに明記されている。日本弁護士連合会2010年7月15日付け（同年12月17日改訂）「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」では、「第6 その他」の「1 調査の手法など」に「② デジタル調査」が明記してある。また、日本公認会計士協会の2013年9月4日付け「不正調査ガイドライン」では、仮説検証のための主な調査手続として「PC等の解析」が明記されている。

近年の不調に終わるケース

前記のような状況にもかかわ